

総務省行政相談センター

まぐみみ 福井

# 新型コロナウイルス 感染症に関する 相談窓口等情報

こどものみなさん  
→35～36ページ  
外国人のみなさん  
→37～39ページ

本資料は、新型コロナウイルス感染症に関して、福井行政監視行政相談センターが関係機関のホームページを確認し、令和2年11月2日までに取りまとめた相談窓口等に関する情報です。

福井行政監視行政相談センターでは、いろいろなお問合せや相談を受け付けておりますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

※ 来所でのご相談の場合は、マスクの着用や相談時間の制限（原則15分程度、最長30分）など、感染防止対策へのご協力をお願いいたします。

- 電話による相談受付：平日 8：30～17：15

上記時間帯以外は留守番電話対応となります

行政相談専用ダイヤル 0776-26-1100

- インターネットによる相談受付

URL：[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/soudan.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html)

- FAXによる相談受付

0776-26-4445



※ 本情報の次回の更新は、各種支援策の令和2年12月末までの状況を確認のうえ、3年1月中旬頃に行う予定です。

まぐみみ 福井



総務省行政相談センター

総務省 福井行政監視行政相談センター

〒910-0859

福井市日之出3-14-15 福井地方合同庁舎（2F）

電話：0776-26-1100

FAX：0776-26-4445

## 目次（1 / 3）



## 医療・健康のこと

- 1 発熱等の症状がある場合の相談窓口 . . . . . 5
- 2 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口 . . . . . 7



## 暮らしのお金のことなど

- 3 子育て世帯への臨時特別給付金について . . . . . 8
- 4 ひとり親世帯臨時特別給付金の申請方法の問合せ先とコールセンター . . . 8
- 5 福井県による授業料以外の教育費(高校生等)の給付金についての相談窓口  
. . . . . 9
- 6 休業中に賃金(休業手当)を受け取ることができなかつた方々に対する  
休業支援金・給付金の相談窓口 . . . 10
- 7 休業による収入減で住居を失うおそれがある場合の相談窓口 . . . . . 11
- 8 休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた特例貸付の相談窓口 . 12
- 9 生活に困窮する場合の相談窓口と生活保護についての相談窓口 . . . . . 13
- 10 独立行政法人住宅金融支援機構の住宅ローンのご返済についての相談窓口 . 14
- 11 新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル . . . . . 14
- 12 納税猶予、公共料金等の支払い猶予等の各相談窓口 . . . . . 15
- 13 福井労働局の特別労働相談窓口 . . . . . 16
- 14 雇用保険の失業給付を受給中の高齢の方等の  
郵送による失業認定等の相談窓口(R2. 10. 1以降) . . . 16
- 15 新卒者内定取消等特別相談窓口 . . . . . 17
- 16 自動車運転免許証の有効期限延長の相談窓口 . . . . . 17

## 学生のみなさんへ

- 17 アルバイト収入減で学業継続が厳しい学生の方々への給付金について . . . 18
- 18 奨学金に関する相談窓口 . . . . . 18
- ※ 上記「15 新卒者内定取消等特別相談窓口」(17ページ)も適宜ご参照ください。

## 目次（2 / 3）



## 事業者の方・ 個人で仕事をする方へ

19	(公財)ふくい産業支援センター「新型コロナ対策フル活用！総合相談窓口」	19
20	中小企業等最大600万円、個人事業者等300万円の家賃支援給付金の相談窓口	20
21	法人200万円、個人事業者等100万円を最大額とする給付金(持続化給付金)の相談窓口	21
22	小学校等の臨時休業等の、事業者向け助成金、委託を受けて個人で仕事をする保護者向け支援金の相談窓口	22
23	新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、休業手当、雇用調整助成金等の相談窓口	22
24	福井県による雇用調整助成金の申請手続き費用の支援についての相談窓口	23
25	福井県の「雇用維持緊急助成金」及び「雇用維持事業主応援金」の相談窓口	24
26	経済産業省及び福井県の①ものづくり・商業・サービス補助、②持続化補助及び③IT導入補助の相談窓口	25
27	福井県による、店舗改装、設備導入、土産・新商品開発等の支援事業の相談窓口	27
28	お店やオフィス等での感染拡大防止対策に要する経費の福井県による助成の相談窓口	28
29	実質無利子・無担保の融資の相談窓口	29
30	中小企業・小規模事業者の方々の経営相談窓口	30
31	中小企業・小規模事業者の方々の取引上のお悩み相談窓口	31
32	農業者、食品事業者等の方々の相談窓口	31
33	旅行、宿泊、通訳、自動車運送、海事関係の事業者の方々の特別相談窓口	32
34	輸出入通関手続等についての相談窓口	33
35	テレワークの導入に関する相談窓口	33
36	国税、地方税、社会保険料、NHK受信料、水道料金の猶予等の各相談窓口	34
37	固定資産税・都市計画税の猶予・減免の相談窓口	34

## 目次 (3 / 3)

### こどものみなさんへ

- 38 24じかん こども えすおーえすだいやる(24時間子供 SOS ダイヤル) ・ ・ 35  
39 じんけんもんだいについてそうだんするところ(人権問題に  
ついて相談するところ) ・ 36

### 外国人のみなさんへ

- 40 でんわいりょうそうだん(がいこくじんでんわそうだん)  
(電話医療相談(外国人電話相談)) ・ ・ ・ ・ ・ 37  
41 ざいりゅうてつづきにかんするそうだんまどぐち  
(在留手続に関する相談窓口) ・ ・ ・ ・ ・ 37  
42 ふくいがいこくじんそうだんせんたー(ふくい外国人相談センター) ・ ・ ・ 38  
43 がいこくごじんけんそうだんだいやる(外国語人権相談ダイヤル) ・ ・ ・ 39  
44 がいこくじんのりょこうしゃのそうだんさき(外国人旅行者の相談先) ・ ・ 39

### D V や消費者トラブルのこと

- 45 D V の相談窓口 ・ ・ ・ ・ ・ 40  
46 消費者相談窓口 ・ ・ ・ ・ ・ 40

### 法律相談

- 47 中小企業のためのひまわりほっとダイヤル ・ ・ ・ ・ ・ 42



## 医療・健康のこと

### 1 発熱等の症状がある場合の相談窓口

- ◆ 発熱等の症状がある場合、次のとおり、かかりつけ医等に相談のうえ、相談先の案内に従って医療機関を受診するよう要請されています。
  - ◎ まずはかかりつけ医・最寄りの医療機関に電話相談
  - ◎ かかりつけ医を持たない方や受診先に迷う場合は、福井県が設置している「受診・相談センター」(次ページ)に相談

#### 御相談いただく目安

- 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。(これらに該当しない場合の相談も可能です。)
- ☆ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ☆ 重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
  - (※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

#### (妊婦の方へ)

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めにかかりつけ医等に御相談ください。

#### (お子様をお持ちの方へ)

小児については、小児科医による診察が望ましく、かかりつけ小児医療機関等に電話などで御相談ください。

- ※ なお、この目安は、国民のみなさまが、相談・受診する目安です。検査については医師が個別に判断します。



## 医療・健康のこと

- ◆ 「受診・相談センター」では、「病状、症状に関する相談」、「新型コロナウイルスに関する一般的な相談」及び「検査の予約調整」業務が行われます。

同センターは、福井県内7保健所で実施されてきた新型コロナウイルス感染症に関する相談・受診調整の業務が集約され令和2年8月3日に「帰国者・接触者相談総合センター」として設置され、11月1日に現在の名称に変更された電話相談窓口です。

同センターの電話番号等及び対応時間は次のとおりです。

名称	電話番号等	対応時間
福井県の 「受診・相談センター」	電話番号： 0776-20-0795  FAX： 0776-20-0797	7:00～21:00 (土日・祝日を含む) ※時間外は携帯電話番号を案内。



## 2 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

- ◆ 厚生労働省と福井県では、新型コロナウイルス感染症に関する相談を、次の窓口で受け付けています。

名称	電話番号等	受付時間
厚生労働省	0120-565653 (フリーダイヤル)  ※聴覚に障害のある方をはじめ、電話での御相談が難しい方は、FAX(03-3595-2756)をご利用いただくか、一般財団法人全日本ろうあ連盟ホームページをご覧ください。	9:00~21:00 ※ 土日・祝日も実施
福井県の新型コロナウイルス感染症に関する総合相談窓口 ※ 企業経営、教育、子育てなどの相談を受け付けて、適切な窓口を紹介	0776-20-0250	8:30~17:15 (土日・祝日を除く)



## 暮らしのお金のことなど

### 3 子育て世帯への臨時特別給付金について

- ◆ 児童手当（本則給付）を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対して、対象児童1人につき1万円の「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」（一時金）の支給が実施されています。

実施主体は各市町で、原則、申請は不要（公務員の場合は申請が必要）です。お問い合わせは各市町まで。

この給付金についての厚生労働省のコールセンターは次のとおりです。

名 称： 子育て世帯への臨時特別給付金コールセンター

電話番号：0120-271-381（フリーダイヤル）

受付時間：9:00～18:30（土、日、祝日を除く）

### 4 ひとり親世帯臨時特別給付金の申請方法の問合せ先とコールセンター

- ◆ 次の①～③のいずれかに該当する方に対して、1世帯5万円（第2子以降ひとりにつき+3万円）の給付（基本給付）が行われます。

① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方

② 公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方

③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

また、上記基本給付金対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方に対して1世帯5万円の追加給付が行われます。

申請方法の詳細は、お住まいの市町の「ひとり親世帯臨時特別給付金」を担当する窓口までお問い合わせください。

この給付金についての厚生労働省のコールセンターは次のとおりです。

名 称： 「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター

電話番号：0120-400-903（フリーダイヤル）

受付時間：平日9:00～18:00





## 5 福井県による授業料以外の教育費(高校生等)の給付金についての相談窓口

- ◆ 高校生等の授業料以外の教育費について、返済不要の給付金の給付が福井県により行われています。

支援の対象者及び内容は下表のとおりで、新型コロナウイルス感染症の影響により、今年の世帯年収が大きく減少するご家庭は対象になる場合があります。（福井県ホームページより。）

対象者	<p>生活保護世帯または住民税非課税世帯※で、高校生等のお子さんをお持ちの方</p> <p>※住民税非課税世帯とは、4人世帯で年収270万円未満が目安。（基準を満たす世帯収入は家族構成により異なる。）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、会社等が休業したり、失業するなど世帯の収入が大きく減少した場合も支援対象。</p> <p>※対象者の詳細は下段に記載の窓口にご確認ください。</p>																						
内容	<p>奨学給付金の支給（返済不要）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">世帯状況</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">給付額（年額）</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">国公立</th> <th style="text-align: center;">私立</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯【全日制等・通信制】</td> <td style="text-align: center;">32,300円</td> <td style="text-align: center;">52,600円</td> </tr> <tr> <td>非課税世帯【全日制等】（第1子）</td> <td style="text-align: center;">82,700円</td> <td style="text-align: center;">98,500円</td> </tr> <tr> <td>非課税世帯【全日制等】（第2子以降）</td> <td style="text-align: center;">129,700円</td> <td style="text-align: center;">138,000円</td> </tr> <tr> <td>非課税世帯【通信制】</td> <td style="text-align: center;">36,500円</td> <td style="text-align: center;">38,100円</td> </tr> <tr> <td>生活保護世帯・非課税世帯【専攻科】</td> <td style="text-align: center;">36,500円</td> <td style="text-align: center;">38,100円</td> </tr> </tbody> </table>			世帯状況	給付額（年額）		国公立	私立	生活保護世帯【全日制等・通信制】	32,300円	52,600円	非課税世帯【全日制等】（第1子）	82,700円	98,500円	非課税世帯【全日制等】（第2子以降）	129,700円	138,000円	非課税世帯【通信制】	36,500円	38,100円	生活保護世帯・非課税世帯【専攻科】	36,500円	38,100円
世帯状況	給付額（年額）																						
	国公立	私立																					
生活保護世帯【全日制等・通信制】	32,300円	52,600円																					
非課税世帯【全日制等】（第1子）	82,700円	98,500円																					
非課税世帯【全日制等】（第2子以降）	129,700円	138,000円																					
非課税世帯【通信制】	36,500円	38,100円																					
生活保護世帯・非課税世帯【専攻科】	36,500円	38,100円																					

詳細は、次の窓口か各学校の担当窓口にお問合せください。

名称	電話番号	受付時間
(公立)福井県教育庁 教職員課	0776 -20-0563	月～金(土日祝日, 年末年始を除く) 8:30～17:15
(私立)福井県総務部 大学私学課	0776 -20-0248	月～金(土日祝日, 年末年始を除く) 8:30～17:15



## 暮らしのお金のことなど

## 6 休業中に賃金(休業手当)を受け取ることができなかった方々に対する休業支援金・給付金の相談窓口

- ◆ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響で事業主の指示により休業した中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受け取ることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金が支給されます。

対象者、対象となる休業の期間、金額の算定方法、申請方法、申請締切りは次のとおりです。

対象者	令和2年4月1日から12月31日までの間に事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払なし)した中小企業の労働者の方	
対象となる休業の期間	4月1日から12月31日まで	
金額の算定方法	休業前の1日あたり平均賃金の8割(日額上限11,000円) × 休業実績	
申請方法	郵送、オンラインによる申請	
申請締切	休業した期間	締切日(郵送の場合は必着)
	令和2年4月～9月	令和2年12月31日(木)
	令和2年10月～12月	令和3年3月31日(水)

詳細は、次の窓口にお問合せください。

名称	電話番号	受付時間
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター	0120-221-276 (フリーダイヤル)	月～金 8:30～20:00 土日祝 8:30～17:15



## 7 休業による収入減で住居を失うおそれがある 場合の相談窓口

- ◆ お住まいの市町の以下の自立相談支援機関では、原則3ヶ月、最大9ヶ月、家賃相当額を自治体から家主さんに支給する「住居確保給付金」の相談・お申込みを受け付けています。

市町	自立相談支援機関の名称	電話番号
福井市	自立サポートセンターよりそい	0776-20-5580
敦賀市	敦賀市自立促進支援センター	0120-215-331
小浜市	小浜市自立促進支援センター	0770-56-5800
大野市	大野市自立相談支援センターふらっと	0120-932-763
勝山市	勝山市困りごと支援センターらいと	0779-88-1177
鯖江市	鯖江市自立促進支援センター	0778-25-3000
あわら市	あわら市社会福祉協議会	0776-73-2253
越前市	自立相談支援センター 「くらしごとサポート」	0778-22-8500
坂井市	坂井市役所福祉総合相談室	0776-66-1112
永平寺町	福井健康福祉センター	0776-36-2857
越前町	丹南健康福祉センター	0778-51-0034
池田町 南越前町	丹南健康福祉センター (武生福祉保健部)	0778-22-4135
美浜町 若狭町(旧三方町)	二州健康福祉センター	0770-22-3747
高浜町 おおい町 若狭町(旧上中町)	若狭健康福祉センター	0770-52-1300

- ※ ほかに、厚生労働省では、この給付金の一般的な相談を、  
住居確保給付金相談コールセンター(0120-23-5572)  
(9:00~21:00(土日・祝日含む))で受け付けています。



## 暮らしのお金のことなど

## 8 休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に 向けた特例貸付の相談窓口

- ◆ お住まいの市町の社会福祉協議会(下表のとおり)では、新型コロナウイルス感染症の影響によって休業や失業状態などになり、収入が減少して生活資金にお悩みの方々に向けた特例貸付の相談・申込みを受け付けています。  
貸付上限額は、主に休業された方向けの貸付(緊急小口資金)の場合20万円以内、主に失業された方等向けの貸付(総合支援資金)で2人以上世帯の場合月20万円以内、同単身世帯の場合月15万円以内とされています。

名称	電話番号
福井市社会福祉協議会	0776-26-1853
敦賀市社会福祉協議会	0770-22-3133
小浜市社会福祉協議会	0770-56-5800
大野市社会福祉協議会	0779-65-8773
勝山市社会福祉協議会	0779-88-1177
鯖江市社会福祉協議会	0778-51-0091
あわら市社会福祉協議会	0776-73-2253
越前市社会福祉協議会	0778-22-8500
坂井市社会福祉協議会	0776-68-5070
永平寺町社会福祉協議会	0776-64-3000
池田町社会福祉協議会	0778-44-7750
南越前町社会福祉協議会(本所)	0778-47-3767
〃(今庄支所)	0778-45-1175
〃(河野支所)	0778-48-2260
越前町社会福祉協議会	0778-34-2388
美浜町社会福祉協議会	0770-32-1164
高浜町社会福祉協議会	0770-72-2411
おい町社会福祉協議会(本所)	0770-77-3415
〃(名田庄事務所)	0770-67-2318
若狭町社会福祉協議会	0770-62-9005

※ ほかに、厚生労働省では、この特例貸付の一般的な相談を次の窓口で受け付けています。

名称：個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター

電話番号：0120-46-1999(フリーダイヤル)

受付時間：9:00:~21:00(土日・祝日含む)



## 9 生活に困窮する場合の相談窓口と生活保護についての相談窓口

- ◆ 働きたくても働けない、住む所がないなどで生活にお困りの方々の相談窓口

11ページ「7」の表中の各自立相談支援機関にご相談ください。

- ◆ 生活保護についての相談窓口（福祉事務所）

下表の管轄区域の福祉事務所にご相談ください。

管轄区域	福祉事務所名	電話番号
福井市	福井市福祉事務所	0776-20-5404
敦賀市	敦賀市福祉事務所	0770-22-8123
小浜市	小浜市福祉事務所	0770-53-1111
大野市	大野市福祉事務所	0779-66-1111
勝山市	勝山市福祉事務所	0779-87-0777
鯖江市	鯖江市福祉事務所	0778-53-2216
あわら市	あわら市福祉事務所	0776-73-8020
越前市	越前市福祉事務所	0778-22-3004
坂井市	坂井市福祉事務所	0776-50-3163
永平寺町	福井健康福祉センター福祉課	0776-36-2857
越前町	丹南健康福祉センター福祉課	0778-51-0034
池田町	丹南健康福祉センター	0778-22-4135
南越前町	武生福祉保健部福祉課	
美浜町	嶺南振興局	0770-22-3747
若狭町（旧三方町）	二州健康福祉センター福祉課	
高浜町	嶺南振興局	0770-52-1300
おおい町	若狭健康福祉センター福祉課	
若狭町（旧上中町）		



## 暮らしのお金のことなど

## 10 独立行政法人住宅金融支援機構の住宅ローンのご返済についての相談窓口

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、独立行政法人住宅金融支援機構の住宅ローンのご返済が困難となった方に対して、同ローンをご利用中の金融機関の窓口で、今後のご返済の相談を受け付けています。  
詳しくは、ご利用中の金融機関の窓口にお問い合わせください。

## 11 新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル

- ◆ 金融庁金融サービス利用者相談室では、新型コロナウイルスに関し、各種金融機関の窓口に係るお問合せや金融機関等とのお取引に係るご相談等を受け付けるため、次の相談ダイヤルを設けています。

名称	電話番号	受付時間
新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル	0120-156811 (フリーダイヤル) ※IP電話からは03-5251-6813におかけください。	平日 10:00~17:00

### 【ご留意事項】

一般の「金融機関との間の個別トラブルに関する相談等や金融行政に関する意見・要望等」については、0570-016811（IP電話からは、03-5251-6811）におかけください。



## 12 納税猶予、公共料金等の支払い猶予等の各相談窓口

内容	名称	電話番号	受付時間
国税	国税局猶予相談センター	0120-948 -364(フリーダイヤル)	8:30~17:00 (土日祝日を除く。)
県税	福井県税事務所 (管轄地域：福井市、大野市、 勝山市、鯖江市、あわら市、 越前市、坂井市、永平寺町、 池田町、南越前町、越前町)	0776-21 -0011 ~0015	月曜日から金曜日(土 曜・日曜・祝日・年末 年始を除く) 8:30~17:15
	嶺南振興局税務部 (管轄地域：敦賀市、小浜市、 美浜町、高浜町、おおい町、 若狭町)	0770 -56-2222	月曜日から金曜日(土 曜・日曜・祝日・年末 年始を除く) 8:30~17:15
市税, 町税	※お住まいの市役所・町役場に支援措置の有無などをご確認ください。		
水道	※お住まいの市役所・町役場に支援措置の有無などをご確認ください。		
国民健康 保険料等	※国民健康保険料、後期高齢者医療制度の保険料、介護保険料、国民 年金保険料等について、お住まいの市役所・町役場に支援措置の有無 などをご確認ください。		
国民年金 保険料、 厚生年金 保険料	福井年金事務所	0776 -23-4518	平日(月曜~金曜) 8:30~17:15 ※週初の開所日は 19:00まで延長 ※第2土曜は9:30 ~16:00実施
	武生年金事務所	0778 -23-1126	
	敦賀年金事務所	0770 -23-9904	
公営住宅 の家賃	※入居されている住宅の管理担当部門に支援措置の有無などをご確認 ください。		
NHK受 信料	NHK福井放送局	0776 -28-8855	平日 10:00~17:00
NTT西 日本 (※他の電 話会社の場 合は各社に)	お手元の請求書等に記載されているお問い合わせ先に支援措置の有無 などをご確認ください。		
	請求書等が見当たらない 場合等：NTTファイナ ンス料金センター	0800- 333-5550	9:00~17:00 (土日祝日年末年始を 除く)
電気	※ご利用の電気会社に支援措置の有無などをご確認ください。		
ガス料金	※ご利用のガス会社に支援措置の有無などをご確認ください。		



## 暮らしのお金のことなど

### 13 福井労働局の特別労働相談窓口

- ◆ 福井労働局では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う解雇・雇止め・休業手当等の相談を次の窓口で受け付けています。

名称	電話番号	受付時間
福井労働局における「特別労働相談窓口」	0776-22-3363	平日 8:30~17:15

### 14 雇用保険の失業給付を受給中の高齢の方等の郵送による失業認定等の相談窓口(R2. 10. 1以降)

- ◆ 失業給付を受給中の次の①②③の方々の、原則として4週間(28日)に1回の失業認定が、ハローワークへの来所だけでなく郵送によっても行われています。

①高齢(概ね60歳以上)の方、②基礎疾患を有する方、③妊娠中の方  
詳しくは、以下の管轄のハローワークの雇用保険窓口にお問合せください。

なお、この対応の終了時期は、本稿作成時点(令和2年10月13日)では、未定とされています。

ハローワークの名称	管轄	電話番号
ハローワーク福井	福井市, 永平寺町, 坂井市(春江町)	0776-52-8152
ハローワーク武生	越前市, 鯖江市, 池田町, 南越前町, 越前町	0778-22-4078
ハローワーク大野	大野市, 勝山市	0779-66-2408
ハローワーク三国	あわら市, 坂井市(三国町, 丸岡町, 坂井町)	0776-81-3262
ハローワーク敦賀	敦賀市, 美浜町 若狭町(三方地域)	0770-22-4220
ハローワーク小浜	小浜市, 若狭町(旧上中町地 域), 高浜町, おおい町	0770-52-1260





## 15 新卒者内定取消等特別相談窓口

- ◆ 厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の影響で内定の取り消しや入職時期の繰り下げにあったみなさまのための特別相談窓口を次のとおり設け、相談を受け付けています。

名称	電話番号	受付時間
福井新卒応援ハローワーク	0776-52-8170	平日 8:30~17:15

## 16 自動車運転免許証の有効期限延長の相談窓口

- ◆ 新型コロナウイルスへの感染やそのおそれを理由に、今後到来する運転免許証の更新期限の前に更新手続きを受けることができない場合、更新期限が来る前に運転者教育センターに①本人が運転免許証を持参、②郵送等の方法によって申し出ていただくことで、更新期限後であっても3か月間は運転が可能になる措置が行われています。

対象者は、免許証の更新期限が令和2年12月28日までの方、既にこの措置を受けていて同年同月同日までにこの措置の期限を迎える方とされています。

詳細は、次の問合せ先にご確認ください。

名称	電話番号
福井県運転者教育センター(春江)	0776-51-2820
嶺南運転者教育センター	0770-45-2121
丹南運転者教育センター	0778-21-3613
奥越運転者教育センター	0779-66-7700

## 学生のみなさんへ

### 17 アルバイト収入減で学業継続が厳しい学生の方々への給付金について

- ◆ 家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている学生等で、今回の新型コロナウイルス感染症拡大による影響で当該アルバイト収入が大幅に減少し、大学等での修学の継続が困難になっている大学・短大・高専（第4・5学年及び専攻科に限る）・専門学校生等に1人当たり20万円（住民税非課税世帯）、10万円（前記以外）を支給する「学生支援緊急給付金」が創設されました。

支援対象となる学生の要件は、最終的には、大学等側が学生の自己申告状況等に基づき総合的に判断を行うこととしています。

申請手続等については、各大学等の学生課等にご確認ください。

### 18 奨学金に関する相談窓口

- ◆ 独立行政法人 日本学生支援機構では、大学や専門学校などで学びたい（学ぶ）学生の皆様からの奨学金の貸与・給付、及び返還に関する相談を、次の窓口で受け付けています。

名称	電話番号	受付時間
独立行政法人 日本学生支援機構 奨学金相談センター	0570-666-301 ※海外からの電話、一部携帯電話、一部IP電話からは 03-6743-6100	月曜～金曜（土日祝日・年末年始を除く） 9:00～20:00

## 事業者の方・個人で仕事をする方へ



## 19 (公財) ふくい産業支援センター 「新型コロナ対策フル活用！総合相談窓口」

- ◆ 公益財団法人ふくい産業支援センターに、「新型コロナ対策フル活用！総合相談窓口」が設けられています。

国、県等における様々な支援制度を十分に活用できるよう、中小企業診断士等の専門家が、適切な支援施策の提案から申請手続きの完了まで支援するとされています。

電話番号等は次のとおりです。

名称	電話番号	相談時間
(公財) ふくい産業支援センター 「新型コロナ対策フル活用！ 総合相談窓口」	0776 -67-7421	9:00~17:00 (土日祝日も開設)



事業者の方・個人で仕事をする方へ

## 20 中小企業等最大600万円、個人事業者等300万 円の家賃支援給付金の相談窓口

◆ 5月の緊急事態宣言の延長等によって売上の減少に直面する事業者の方々の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金（家賃支援給付金）が支給されます。

給付の最大額は標題のとおりで、支給対象は次の①②③のすべてを満たす事業者の方々とされています。

- ① 資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者（医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象）
- ② 5月～12月の売上高について、
  - ・1ヵ月で前年同月比▲50%以上 または、
  - ・連続する3ヵ月の合計で前年同期比▲30%以上
- ③ 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い

また、申請期間は、2020年（令和2年）7月14日から2021年（令和3年）1月15日まで、電子申請の締め切りは、2021年（令和3年）1月15日の24時までで、締め切りまでに申請の受付が完了したもののみが対象とされています。

相談窓口は次のとおりです。

名称	電話番号	受付時間
家賃支援給付金 コールセンター	0120-653-930 フリーダイヤル	平日・土日祝日 8:30～19:00

事業者の方・個人で仕事をする方へ



## 21 法人200万円、個人事業者等100万円を最大額とする給付金(持続化給付金)の相談窓口

- ◆ 経済産業省では、新型コロナウイルス感染症により特に大きな影響を受ける中堅企業、中小企業、小規模事業者、委託を受けて個人で仕事をする者を含む個人事業者、会社以外の法人（医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など）を対象にした法人200万円、個人事業者等100万円をそれぞれ最大額とする給付金（持続化給付金）についての相談を、次の窓口で受け付けています。

令和3年1月15日（金）まで申請可能とされていますので、ご注意ください。

名称	電話番号		受付時間
持続化 給付金事業 コールセン ター	8月31日までに 申請された方	直通番号：(フリーダイヤル) 0120-115-570 IP電話専用回線： 03-6831-0613	8：30 ～ 19：00 (土曜祝日を除く 日曜～金曜日)
	9月1日以降に 新規申請され る方	直通番号：(フリーダイヤル) 0120-279-292 IP電話専用回線： 03-6832-6631	



## 事業者の方・個人で仕事をする方へ

### 22 小学校等の臨時休業等の、事業者向け助成金、委託を受けて個人で仕事をする保護者向け支援金の相談窓口

- ◆ 厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるを得なくなった保護者を支援する事業主向けの**助成金**と、委託を受けて個人で仕事をする保護者向けの**支援金**についての相談を、次の窓口で受け付けています。

なお、事業主向けの助成金について、令和2年4月1日以降に取得した休暇の1日あたり上限額が8,330円から15,000円に、個人で仕事をする保護者向けの支援金について、1日あたり定額が4,100円から7,500円にそれぞれ引き上げられています。

また、対象となる休暇等の取得期間が令和2年12月31日までに延長されています。ただし、申請期限は次のとおりですのでご注意ください。

- ・令和2年9月30日までの休暇等に係る申請：令和2年12月28日まで
- ・令和2年10月1日から同年12月31日までの休暇等に係る申請：令和3年3月31日まで

名称	電話番号	受付時間
学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター	0120 -60-3999 (フリーダイヤル)	9:00 ~21:00 ※土日・祝日含む

### 23 新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、休業手当、雇用調整助成金等の相談窓口

- ◆ 福井労働局では、新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、休業手当、雇用調整助成金等の相談を、次の窓口で受け付けています。

なお、雇用調整助成金等の相談（学生アルバイトなどの雇用保険被保険者ではない従業員の方を休業させた場合の助成金である「緊急雇用安定助成金」の相談を含む。）については、電話0120-60-3999の「学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター」（上記「22」において記載）でも受け付けています。

名称	電話番号	受付時間
福井労働局における「特別労働相談窓口」	0776-22-3363	平日 8:30~17:15

※ 上記窓口は16ページ「13」に掲載した窓口と同じになります。

事業者の方・個人で仕事をする方へ



## 24 福井県による雇用調整助成金の申請手続き費用の支援についての相談窓口

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、労働者の雇用維持を図った事業主の方に対し、雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」）の申請手続き費用の支援（雇用調整助成金等利用促進事業補助金）が、福井県により行われています。

対象者、補助上限額、補助対象経費、申請受付期間、申請先は次のとおりです。

対象者	次のすべてに該当する事業主の方。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内に本社機能のある中小企業事業主</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、雇用調整助成金等の支給決定を福井労働局長から受けた事業主</li> <li>・ 県税の全税目に滞納がない事業主</li> </ul>
補助上限額	1事業主当たり10万円
補助対象経費	雇用調整助成金等の支給申請にかかる事務代行や書類の作成業務を、令和2年4月1日以降に社会保険労務士に依頼したことにより要した費用（委託による手数料、報酬）
申請受付期間	令和2年7月10日（金）～令和3年3月12日（金）消印有効
申請先	福井県社会保険労務士会 （雇用調整助成金等利用促進事業補助金事務局）

申請方法等詳細は、次の窓口にお問合せください。

名称	電話番号
福井県産業労働部労働政策課 労働環境グループ	0776-20-0389



事業者の方・個人で仕事をする方へ

## 25 福井県の「雇用維持緊急助成金」及び「雇用維持事業主応援金」の相談窓口

- ◆ 国の雇用調整助成金等の支給決定を受けた事業者の方々に対する福井県独自の助成金「福井県雇用維持緊急助成金」及び「福井県雇用維持事業主応援金」の申請・問合せの受付が、福井県の次の窓口で行われています。

- 福井県雇用維持緊急助成金

休業手当等の総額×1/10（※国・県助成額合計は中小企業：9,256円/人日、大企業：9,441円/人日を上限とする等の上限あり）（1事業所当たり100万円を上限）

- 福井県雇用維持事業主応援金

事業主1人10,000円/日（事業主・役員（常勤）2人以上20,000円/日）  
（1企業当たり50万円を上限）

なお、申請書等の提出期限は、国の雇用調整助成金等の支給決定通知書の日付から1ヵ月以内（「福井県雇用維持事業主応援金」の場合は国の雇用調整助成金等の支給申請書を労働局等に提出した段階で申請可能。）とされていますのでご注意ください。

名称	電話番号
福井県産業労働部労働政策課 雇用対策グループ	0776-20-0390



事業者の方・個人で仕事をする方へ



## 26 経済産業省及び福井県の①ものづくり・商業・サービス補助、②持続化補助及び③IT導入補助の相談窓口

- ◆ 経済産業省による以下の①～③の補助事業では、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者の場合、補助上限額や補助率が引き上げられ、また、福井県による助成の対象となる場合があります。

補助事業	内容	対象	補助上限等・補助率
① ものづくり・商業・サービス補助	新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援	中小企業・小規模事業者等	補助上限： 原則1,000万円 補助率： 中小1/2、小規模2/3
② 持続化補助	小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援	小規模事業者等	補助上限：50万円 補助率：2/3
③ IT導入補助	ITツール導入による業務効率化等を支援	中小企業・小規模事業者等	補助額：30～450万円 補助率：1/2

詳細は、次の各窓口にご相談ください。

内容	名称	電話番号
①について	福井県中小企業団体中央会	0776-23-3042
②について	お近くの商工会、商工会議所	26ページに掲載のとおり
③について	サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター	0570-666-424
①②③に関する福井県の助成について	福井県産業技術課新技術支援室	0776-20-0374



## 事業者の方・個人で仕事をする方へ

### 【（参考）県内各商工会の本所の電話番号】

名称	電話番号
あわら市商工会（本所）	0776-73-0248
坂井市商工会（本所）	0776-66-3324
永平寺町商工会	0776-61-0456
福井東商工会（本所）	0776-41-0206
福井北商工会（本所）	0776-56-1610
福井西商工会（本所）	0776-98-5555
越前町商工会（本所）	0778-36-0800
越前市商工会（本所）	0778-43-0877
池田町商工会	0778-44-6342
南越前町商工会（本所）	0778-47-2174
わかさ東商工会（本所）	0770-45-0222
おい町商工会（本所）	0770-77-0135
高浜町商工会	0770-72-0226

### 【県内各商工会議所の電話番号】

名称	電話番号
福井商工会議所	0776-36-8111
敦賀商工会議所	0770-22-2611
武生商工会議所	0778-23-2020
大野商工会議所	0779-66-1230
勝山商工会議所	0779-88-0463
小浜商工会議所	0770-52-1040
鯖江商工会議所	0778-51-2800

事業者の方・個人で仕事をする方へ



## 27 福井県による、店舗改装、設備導入、土産・新商品開発等の支援事業の相談窓口

- ◆ 新型コロナウイルス感染症により経営面の影響を受け、現在の取引先や販売ルート等に支障が出ている事業者の方が、設備投資や販路開拓等に取り組む場合、優先的な支援が次のとおり福井県により実施されています。

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者の方は、以下の補助金の採択における配慮。

### ①福井県「おもてなし産業魅力向上支援事業」

県内中小企業を対象として、観光客を受け入れるための店舗改装・設備導入、土産品開発を支援。

【補助対象】 県内中小企業者

【補助率等】 店舗改装・設備導入等 2/3、上限300万円

土産品開発 2/3、上限250万円

### ②福井県「ふるさと企業経営承継円滑化事業（事業改善型）」

県内中小企業を対象として、事業承継に向けた経営改善につながる店舗改装、設備導入を支援。

【補助対象】 経営者が60歳以上の県内中小企業（助成後3年以内の承継が条件）

【補助率等】 店舗改装、設備導入等 2/3、上限300万円

### ③福井県「ふくいの老舗逸品承継発展事業」

地域住民から長く親しまれる老舗企業の維持発展のため、後継者等の新たなチャレンジを支援。

【補助対象】 創業50年以上の県内小規模事業者

（20～40歳台の経営者または後継者が取り組む事業が対象）

【補助率等】 店舗改装、設備導入、新商品開発等 2/3、上限300万円

詳細は、次の窓口にご相談ください。

名称	電話番号
ふくい産業支援センター 販路・資金支援部	0776-67-7406



事業者の方・個人で仕事をする方へ

## 28 お店やオフィス等での感染拡大防止対策に要する経費の福井県による助成の相談窓口

- ◆ 座席間への仕切り（アクリル板、透明ビニールシート等）の設置、換気扇の設置、従業員のマスクやフェイスシールドの購入、キャッシュレス決済用の機器の購入等の感染拡大防止対策に要する経費への助成が、福井県により行われています。支援の対象者、内容、対象経費、申請期間は次のとおりとされています。

支援の対象者	<p>次の条件の全てにあてはまる企業、個人事業主、団体等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○業界団体等が作成した感染拡大予防ガイドライン※に基づく感染拡大防止対策を実施している</li> <li>※ 作成されていない場合は、福井県の感染拡大防止対策ガイドライン(暫定版)</li> <li>○県内に所在する事業所等を拠点に事業活動を行っている</li> <li>○福井県の「感染防止徹底宣言」ステッカーを掲示している等</li> </ul> <p>※ 国・地方公共団体における同種の補助制度等の対象となる事業所や、自身が管理または運営しない事業所・店舗等に出向いて活動する方など、一部対象外となる場合あり。</p>
支援の内容	<p>助成額：上限10万円／事業所(下限額5万円)</p> <p>助成率：4／5</p> <p>※ カラオケを伴う飲食店等において、歌唱する場所を限定し、その飛沫防止の仕切り等を設置した場合、5万円／事業所(助成率4／5)を上限に加算</p>
対象となる経費	<p>令和2年7月30日(木)(福井県感染拡大注意報の発令日)以降に実施した、以下の対策にかかる費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○飛沫感染対策費用</li> <li>○換気対策費用</li> <li>○消毒・衛生管理費用</li> <li>○非接触対応費用</li> </ul>
申請期間	令和2年12月15日(火)まで(当日消印有効)

申請方法等詳細は、次の窓口にお問合せください。

名称	電話番号等
福井県産業政策課経済戦略グループ	0776-20-0364
コールセンター	0776-22-3615 受付時間：平日9時～17時 (土日祝日を除く)

事業者の方・個人で仕事をする方へ



## 29 実質無利子・無担保の融資の相談窓口

- ◆ 3年間無利子、最長5年間元本据置の融資が、日本政策金融公庫、商工中金に加え、5月から地銀、信金、信組等でも利用可能となっています。

ご相談は、下表の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫か、民間金融機関に。

名称		所在地	受付時間
日本政策金融公庫	事業資金相談ダイヤル	0120-154-505 (フリーダイヤル)	平日 9:00~17:00 ※これから創業をお考えの方、創業して間もない方、個人企業・小規模企業の方は、平日9:00~19:00まで
	福井支店	国民生活事業(注1) 0776-33-1755 中小企業事業(注2) 0776-33-0030 農林水産事業(注3) 0776-33-2385	平日 9:00~17:00
	武生支店	国民生活事業 0778-23-1133	平日 9:00~17:00
商工組合中央金庫	専用コールセンター	初めての皆様、既にご融資のある皆様で土・日・祝の問合せ等の場合: 0120-542-711 (フリーダイヤル)	平日、土・日・祝 9:00~17:00
	お取引のある営業店	お取引のある営業店が福井支店で平日の問合せ等の場合: 0776-23-2090	平日 9:00 ~ 19:00
民間金融機関		地方銀行、信用金庫、信用組合等にご確認ください。	

(注1) 国民生活事業：教育ローン、創業、個人企業、小規模事業の融資に関する事

(注2) 中小企業事業：中小企業の融資に関する事

(注3) 農林水産事業：農業、林業、水産業、食品産業の融資に関する事



事業者の方・個人で仕事をする方へ

## 30 中小企業・小規模事業者の方々の経営相談窓口

◆ 下表のとおり様々な機関において経営相談の窓口が開設されています。

名称	電話番号	受付時間
福井県産業政策課 「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」	0776-20-0373	平日 8:30~17:15
近畿経済産業局産業部 中小企業課 「新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口」	06-6966-6024	9:00~17:00 (土・日・祝日も相談受け付けます)
日本政策投資銀行北陸支店金沢	076-221-3211	※恐れ入りますが左記窓口にご確認ください。
商工組合中央金庫	※ 29ページ「29」の表中に掲載	
福井県信用保証協会	0776-33-8311	平日: 8:55~19:00 (17:15以降のご相談はご予約が必要) 土日祝日: 9:00~17:00
福井県内の商工会議所	※ 26ページの表中に掲載	
福井県商工会連合会	0776-23-3624	※恐れ入りますが左記窓口にご確認ください。
福井県内の商工会	※ 26ページの表中に掲載	
(独)中小企業基盤整備機構 北陸本部 企業支援部 企業支援課	076-223-5546	平日、土日祝日 9:00~17:00
福井県中小企業団体中央会	※ 25ページ「26」の下段の表中に掲載	
福井県よろず支援拠点	0776-67-7402	※恐れ入りますが左記窓口にご確認ください。

事業者の方・個人で仕事をする方へ



## 31 中小企業・小規模事業者の方々の取引上のお悩み相談窓口

- ◆ 中小企業・小規模事業者の取引上のお悩み相談を広く受け付けている「下請かけこみ寺」では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、取引でお困りの事業者の相談を受け付けています（中小企業庁の委託事業）。

名称	電話番号	受付時間
下請かけこみ寺	0120-418-618 フリーダイヤル	平日9:00~17:00 (12:00~13:00除く)

## 32 農業者、食品事業者等の方々の相談窓口

- ◆ 北陸農政局では、新型コロナウイルス感染症の広がりに伴う、農業者や食品事業者等の方々からのご相談を、次の窓口で受け付けています。

名称	電話番号	受付時間
北陸農政局 企画調整室	076-232-4217	平日 9:00~17:00



事業者の方・個人で仕事をする方へ

### 33 旅行、宿泊、通訳、自動車運送、海事関係の事業者の方々の特別相談窓口

- ◆ 中部運輸局では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、観光客の減少・物流の停滞等、経営環境の変化に直面している運輸関係等事業者の方々の相談や要望を伺い、活用可能な支援策の紹介や、関係法令の解釈及び適用について、国土交通本省及び他の行政機関とも連携の上、支援及び助言等を行う特別相談窓口を次のとおり設置しています。

特別相談窓口を設置している事業		設置場所	電話番号
旅行業		観光部観光企画課	052-952-8045
宿泊事業		観光部観光企画課	052-952-8045
通訳案内士		観光部国際観光課	052-952-8005
自動車運送事業・レンタカー事業		福井運輸支局輸送・監査担当	0776-34-1602
海事関係事業	(旅客船)	海事振興部旅客課	052-952-8013
	(貨物船・港湾運送)	海事振興部貨物・港運課	052-952-8014
	(造船・船用工業)	海事振興部船舶産業課	052-952-8020



事業者の方・個人で仕事をする方へ



## 34 輸出入通関手続等についての相談窓口

- ◆ 税関・財務省関税局では、新型コロナウイルス感染症対策として、輸出入申告について、本来申告をすべき官署で申告を行うことが難しい場合にあらかじめ税関に相談のうえ利便の良い税関官署への申告を行うことができる措置の実施、輸出入の際の原本提出(提示)期限の延長等の対応を行っています。これらの具体的な取扱いについては、最寄りの税関官署にご相談ください。

名称	管轄	電話番号
敦賀税関支署	福井県（大飯郡を除く。）	0770-22-0025
福井出張所	福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、吉田郡、今立郡及び丹生郡	0776-22-1832

## 35 テレワークの導入に関する相談窓口、福井県の奨励金制度の相談窓口

- ◆ 下表のテレワーク相談センターでは、テレワークに関する様々なご相談を無償で受け付けています（厚生労働省委託事業）。

名称	電話番号	受付時間
テレワーク相談センター	0120-91-6479 フリーダイヤル	9:00~17:00 (土・日曜、国民の祝日を除く)

- ◆ 新たにテレワーク制度を導入し従業員が利用した場合、もしくは、障がいがある、家族の介護等により通勤に制限がある方などを新規雇用し、テレワーク制度を利用した場合に、福井県により、事業主の方へ奨励金が支給されています。  
対象は、県内の事業所においてテレワーク制度に取り組んだ事業主の方、奨励金の額は、20万円又は40万円とされています。要件等の詳細は次の窓口ご確認ください。

名称	電話番号
福井県労働政策課 労働環境グループ	0776-20-0389



事業者の方・個人で仕事をする方へ

## 36 国税, 地方税, 社会保険料, NHK受信料, 水道料金の猶予等の各相談窓口

◆ 次の各窓口にご相談ください。

内容	相談窓口
国税 地方税 社会保険料のうち厚生年金保険料	15ページ「12」の表中の各窓口
社会保険料のうち労働保険料	16ページ「13」の福井労働局
NHK受信料 (対象：持続化給付金の受給事業者)	15ページ「12」の表中のNHK福井放送局
水道料金	各市町に支援措置の有無などをご確認ください。
福井県が運営している工業用水およびテクノポート福井の下水処理の使用料	福井県公営企業課水道施設グループ 0776-20-0542

## 37 固定資産税・都市計画税の猶予・減免の相談窓口

◆ 固定資産税・都市計画税について、収入の減少状況についての要件を満たした場合に、納税が猶予・軽減されます。

この猶予・軽減についてのご相談は、市町の固定資産税・都市計画税及び次の窓口まで。

名称	電話番号
固定資産税等の軽減相談窓口	0570-077322

## こどものみなさんへ

### 38 24時間子供SOSダイヤル

- ◆ 24時間子供SOSダイヤルでは、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめなどでつらい思いをした場合の相談を、次の電話番号で受け付けています。

なまえ 名前	でんわばんごう 電話番号
24時間子供SOSダイヤル  ※ 住んでいるところの教育委員会の 相談機関に普通はつながります。	0120-0-78310 (フリーダイヤル)

こどものみなさんへ

39 人権問題についてそうだんするところ

◆ <sup>しんがた</sup>新型コロナウイルスのことだけでなく、<sup>さべつ</sup>差別やいじめなどのいろいろな人権問題について相談するところとして、<sup>つぎ</sup>次の窓口があります。

なまえ 名前	でんわばんごう 電話番号	でんわ 電話をかけてよい ひじかん 日と時間
<sup>じんけん110ばん</sup> みんなの人権110番 <sup>ぜんこくきょうつうじんけんそうだん</sup> (全国共通人権相談ダイヤル)	0570 -003-110	<sup>げつ きん</sup> 月～金 8:30～17:15 <sup>どいち しゅくじつ ねんまつ</sup> (土日、祝日、年末 <sup>ねんし のぞく</sup> 年始を除く)
<sup>こども</sup> <sup>じんけん110ばん</sup> 子どもの人権110番 (フリーダイヤル)	0120 -007-110 (フリーダイヤル)	<sup>うえ おなじ</sup> 上と同じ
<sup>がいこくごじんけんそうだん</sup> 外国語人権相談 ダイヤル <sup>えいご ちゅうごくご</sup> (英語、中国語、 <sup>かんこくご ふいりびのこ</sup> 韓国語、フィリピン語 <sup>ぼるとがるご</sup> 、ポルトガル語、 <sup>べとなむご</sup> ベトナム語、 <sup>ねばーるご</sup> ネパール語、 <sup>すぺいんご</sup> スペイン語、 <sup>いんどねしあご</sup> インドネシア語、 <sup>たいご</sup> タイ語で受付)	0570 -090911	<sup>げつ きん</sup> 月～金 9:00～17:00 <sup>どいち しゅくじつ ねんまつ</sup> (土日、祝日、年末 <sup>ねんし のぞく</sup> 年始を除く)

## 外国人のみなさんへ

### 40 電話医療相談 (外国人電話相談)

- ◆ 日本に住んでいる外国人、旅行や仕事で日本を訪れている外国人の患者さんに、やさしい日本語で、外国語の通じる医療機関の案内や日本の医療福祉制度の案内が行われます。

名前	電話番号	対応時間
電話医療相談 (外国人相談電話)	03 -6233-9266	月～金 (祝日, 12/29～1/3を除く) 10:00～16:00

- この電話相談は、特定非営利活動法人AMDA国際医療情報センターにより実施されています。

### 41 在留手続に関する相談窓口

- ◆ 入国手続や在留手続等に関する各種のお問い合わせに応じるため、出入国在留管理庁が、次の窓口を設置しています。

名前	電話番号	対応時間	備考
外国人在留 総合インフォ メーションセ ンター	0570-013904 (IP, PHS, 海外の 場合は、03-5796 -7112)	平日 8:30 ～17:15	英語, 韓国語, 中国語, スペイン語等でも 対応。

外国人のみなさんへ

42 がいこくじんそうだんせんたー  
ふくい外国人相談センター

◆ ふくい外国人相談センターでは、在留外国人の方からの生活に関する  
さまざまな相談を、13言語で、次のとおり受け付けています。

なまえ 名前	たいおう 対応できる言語	つうやく 通訳できる ひとりお 日(トリオ フォン通訳)	あいて 開いている時間	でんわばんごう 電話番号
ふくい がいこくじん 外国人 そうだん 相談 せんたー センター	えいご 英語、 ちゅうごくご 中国語、 ほるとが ポルトガル語、 べとなむ ベトナム語、 かんこくご 韓国語、 ねぱる ネパール語、 たがろく タガログ語、 たいご タイ語、 すぺいん スペイン語、 ひんてい ヒンディー語	まいにち 毎日	すい きん ど にち ○水・金・土・日 だい2 げつようび 第2月曜日： 午前 9じ ごご6じ 9時から午後6時 か もくようび ○火・木曜日 ごぜん9じ ごご 午前9時から午後 8じ 8時  ただし、つぎ ひ 休みの日は やすみ 休み	0776 -88 -0062
	ろしあご ロシア語、 ふらんすご フランス語	へいじつ 平日	だい1 だい3 ○第1、第3、 だい4 だい5 げつようび 第4、第5月曜日、 こくみん しゅくじつ ふりかえ 国民の祝日、振替 きゅうじつ 12がつ29にち 休日、12月29日 から1がつ3にち から1月3日	
	いんどねしあご インドネシア語	だい2 げつよう 第2月曜と きんよう 金曜		

外国人のみなさんへ

43 外国語人権相談ダイヤル

◆ 外国語人権相談ダイヤルでは、日本語を自由に話すことができない方からの人権相談を、10言語で、次のとおり受け付けています。

対応できる言語	名前	電話番号	対応時間
英語、中国語、韓国語、 フィリピン語、ポルトガル語、 ベトナム語、ネパール語、 スペイン語、インドネシア語、 タイ語	外国語 人権相談 ダイヤル	0570 -090911	月～金 9:00～ 17:00 (土日、 祝日、年末 年始を除く)

44 外国人のりょこうしゃのそうだんさき

◆ Japan Visitor Hotline では、非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のため、365日、24時間、英語、中国語、韓国語、日本語で電話を受け付けています（新型コロナウイルス関連の問合せにも対応。）。

対応できる言語	名前	電話番号	対応時間
英語、中国語、 韓国語、日本語	Japan Visitor Hotline	050 -3816 -2787	24時間365日

## D V や消費者トラブルのこと

### 45 D V の相談窓口

- ◆ D V 相談+（内閣府男女共同参画局設置）、福井県生活学習館及び福井県総合福祉相談所では、配偶者等からの暴力（D V）等に関する相談を、次のとおり受け付けています。

名称	電話番号	受付時間
D V 相談+ （内閣府男女共同参画局設置）	0 1 2 0 つ な ぐ は や く - 2 7 9 - 8 8 9 （フリーダイヤル）	2 4 時間対応
福井県生活学習館	相談専用電話： 0 7 7 6 - 4 1 - 7 1 1 1 0 7 7 6 - 4 1 - 7 1 1 2	電話・面接 ※面接相談は要予約 火～日 9：00～16：45
福井県総合福祉相談所	相談専用電話： 0 7 7 6 - 2 4 - 6 2 6 1	電話・面談 月～金 8：30～17：15 （土日・祝日・年末年始は休み） 【夜間電話相談】 毎日 17：15～22：00

※ ほかに相談先として、お住いの地域の福井県健康福祉センター、警察署などがあります。

### 46 消費者相談窓口

- ◆ 新型コロナウイルスを口実にした消費者トラブルが各地で相次いでいます（皆様へのアドバイスについては、次ページ下段参照。「独立行政法人国民生活センター」ホームページより）。



## DVや消費者トラブルのこと

国民生活センターでは、新型コロナウイルス感染症の給付金等に関する消費者トラブルについての相談を、次の窓口で受け付けています。

名称	電話番号	受付時間
新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン	0120-213-188 (フリーダイヤル)	10:00~16:00 (土曜、日曜、祝日を含む)

また、他に不審に思った場合や、トラブルにあった場合は、「**消費者ホットライン 188 (いやや) 番**」をご利用ください。最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等につながります。

名称	電話番号	受付時間
消費者ホットライン	188 (いやや)	相談窓口によって受付時間が異なりますが、年末年始(12月29日~1月3日)を除き、原則毎日利用できます。 ・平日: 9:00~17:00など相談窓口によって受付時間が異なります ・土日、祝日: 10:00~16:00など相談窓口によって受付時間が異なります

## ○皆様へのアドバイス

- ・ 市役所などの行政機関の職員を名乗るあやしい電話や心当たりのない送信元から怪しいメールやSMSが届いても、**反応しないようにしましょう**
- ・ 新型コロナウイルスに便乗した悪質な勧誘を行う業者には**耳を貸さないようにしましょう**
- ・ **最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。**今後、新たな手口の勧誘が行われる可能性があります。少しでもおかしいと感じたら早めにご相談ください。

## 法律相談

### 47 中小企業のためのひまわりほっとダイヤル

- ◆ 日本弁護士連合会及び全国52の弁護士会によって、電話で弁護士との相談の予約ができるサービス「中小企業のためのひまわりほっとダイヤル」が実施されています。

新型コロナウイルスの影響によるご相談の場合には、一部の地域（宮城県、栃木県、徳島県）を除き、初回30分無料とされています。

相談申込みの電話番号等は次のとおりです。

電話番号	受付時間	備考
0570 -001-240	平日（祝日を除く） 10:00～12:00 13:00～16:00	地域の弁護士会の専用窓口に繋がりに、弁護士からの折り返しの電話で弁護士との面談予約や相談ができるとされています。